

平成30年第1回白河市農業委員会総会議事録

1. 開催の日時及び場所

日 時 平成30年1月26日(金) 午後3時30分

場 所 市役所5階 正庁

2. 会議構成人員(38名)

出席農業委員(16名)

1番	早津和一	委員	2番	高橋義勝	委員
3番	今井直敏	委員	4番	滝田文雄	委員
5番	我妻貢	委員	6番	山本繁夫	委員
7番	有賀良雄	委員	8番	鈴木滋夫	委員
10番	齋藤茂	委員	11番	星保雄	委員
12番	和田一男	委員	14番	矢吹幸彦	委員
16番	本宮勝正	委員	17番	矢野正則	委員
18番	北野唯道	委員	19番	砂塚功	委員

欠席農業委員(3名)

9番	緑川喜文	委員	13番	塩田一也	委員
15番	大戸文治	委員			

出席農地利用最適化推進委員(16名)

茂木一男	委員	佐藤良一	委員
樋口幹夫	委員	邊見芳正	委員
篠宮四郎	委員	斎藤一廣	委員
小泉光敏	委員	深谷昭	委員
矢内照美	委員	橋本賢一	委員
深谷宏光	委員	円谷隆男	委員
秋元幸一	委員	山内喜一	委員
飛知和金一	委員	富永進	委員

欠席農地利用最適化推進委員(3名)

鈴木信秋	委員	高久亨	委員
------	----	-----	----

鈴木茂次委員

3. 本日の提出議案

- 1 議案第1号 買受適格証明願の申請について
- 2 議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 3 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 4 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
- 5 議案第5号 白河農業振興地域整備計画の変更について

4. 職務のため会議に出席した職員の職氏名

事務局長	近藤 恭	次長兼係長	大崎 泰弘
主任主査	高橋 早苗	副主査	竹内 忍
表郷分室長	穂積 明	大信分室長	長谷川 章
東分室長	鈴木 穰		

◎開 会

事務局長 皆様、どうもお疲れさまでございます。雪の中、お足元の悪い中、寒い中お集まりいただきましてありがとうございます。平成30年最初の総会になります。今年もどうぞよろしく願いいたします。

それでは、総会の定足数に達しておりますので、ただいまより平成30年第1回白河市農業委員会総会を開会いたします。

本日の議題につきましては、買受適格証明関係が3件、農地法第3条関係が5件、農地法第5条関係が4件、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認関係が17件、白河農業振興地域整備計画の変更関係が4件、合わせて33件をご審議いただきます。よろしく願いいたします。

(午後 3時30分)

◎会長挨拶

事務局長 では、初めに砂塚会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長 皆様、こんにちは。

年が明けまして、第1回の総会ということでもありますので、新年明けましておめでとうございませう。本年もどうぞよろしく願いいたします。

このところ、今現在も降っておりますが、雪がもう何日も続けて降っております。22日の日、私の家のところではかりましたら、30センチ積雪がありました。25、26、本日ということになると、もう40センチぐらい降ったのかなという感じでございます。ただ、幸い、今回の雪、寒さが厳しいために軽い雪でありまして、農業施設等の影響は少ないのかなというふうに考えております。大変足元悪い中、お集まりをいただきました。ありがとうございます。

それでは、ただいまより平成30年第1回白河市農業委員会総会を開会いたします。どうぞよろしく願いいたします。

◎議事録署名人選出

会 長 続きまして、総会会議規則第15条の規定により、議事録署名人の指名であります。議長指名で異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 それでは、議事録署名人には、3番、今井直敏委員、4番、滝田文雄委員の兩名を指名いたします。

◎欠席者の報告

会 長 次に、欠席の申し出がありましたので報告いたします。

9番、緑川喜文委員、13番、塩田一也委員、15番、大戸文治委員、鈴木信秋委員、高久亨委員、鈴木茂次委員の6名であります。

◎議案第1号

会 長 続きまして、議案第1号 買受適格証明願の申請についてを審議いたします。

事務局に議案を朗読させます。

事務局(大崎次長兼係長) それでは、朗読いたします。

2ページをごらんください。

議案第1号 買受適格証明願の申請について。買受適格証明願について申請があったので、買受適格証明の交付について審議を求める。平成30年1月26日提出。会長砂塚功。

以上でございます。

会 長 本件は、農地法第3条並びに第5条の基準ごとに審議いたします。その1からその2については、同一所在地及び農地法第3条の基準のため、事務局より一括して説明をさせます。

事務局(竹内副主査) それでは、3ページをごらんください。

買受適格証明についてご説明いたします。

今回申請農地の債権者は、白河地方広域市町村圏整備組合でございます。公売による農地取得の入札に参加するためには、農業委員会の買受適格証明の交付を受ける必要がございます。よって、申請人が農地買受適格者か否かを農地法第3条もしくは第5条の許可基準に沿ってご審議いただくものです。

今回の公売につきましては、昨年の12月15日に公売公告がなされ、来月2月22日に入札が行われます。入札後、落札者にそれを証する最高価買受申出人証明書を提示していただき、その後、許可書を交付する流れとなります。

なお、農地法第3条につきまして、今回、1つの公売物件につきまして2件の買受適格証明願の申請がありました。

それでは、ご説明いたします。

【その1からその2】

以上、その1からその2までの案件につきまして、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 買受適格証明願その1、その2について審議いたします。

地区担当委員の意見を求めます。

深谷委員 表郷古閑地区担当の深谷でございます。

今回の申請につきましては、去る1月19日、今井直敏委員さんと行って調査を行いました。今回は経営拡大でしたので、譲受人が仕事で都合が悪いために、父親の立ち会いがありました。調査しました。

また、もう一人の譲受人にも、時間をずらし立ち会いいただいた結果、申請内容に問題ないことを確認いたしました。

周辺農地への影響がないことを確認いたしましたので、皆様のご審議、よろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その1その2について原案のとおり決定します。

買受適格証明願その3を審議します。

事務局より説明をいたさせます。

事務局(大崎次長兼係長) 続きまして、4ページをごらんください。

買受適格証明願その3についてご説明申し上げます。

【その3朗読】

申請地につきましては、周囲は住宅地と区域内に10ヘクタール未満の農地がございます。

以上のことから、市街地近傍小集団農地に該当しますので、立地基準の農地区分につきましては、第2種農地と判断いたします。

農地の区分と転用目的は問題ないものと思われまますので、審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

茂木委員 市内北部地区担当の茂木です。

去る1月22日、砂塚功委員と申請人立ち会いのもと、現地調査を行いました。申請地は、周りが、東側が未耕作の畑になっておりまして、北側は休耕地になっております。南側が道路になっておりまして、農地に影響は全くないと思います。皆様のご審議よろしくお願いたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その3について原案のとおり決定します。

◎議案第2号

会 長 続きまして、議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを審議します。

事務局に議案を朗読させます。

事務局(大崎次長兼係長) それでは、朗読いたします。

9ページをごらんください。

議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について。農地法第3条第1項の規定による申請があったので、農地法第3条第2項の規定により審議するものとする。平成30年1月26日提出。会長砂塚功。

以上でございます。

会 長 事務局より説明をさせます。

事務局(竹内副主査) それでは、10ページをごらんください。

農地法第3条についてご説明いたします。

【その1からその5まで】

以上、その1からその5までの案件につきまして、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

会 長 農地法第3条その1とその2について、担当委員の意見を求めたいと思います。

深谷委員 五箇担当の深谷昭です。

過日20日の日、有賀委員さんと現地で、譲渡人、譲受人立ち会いのもと、現地で確認をいたしました。1と2は、お互いに土地を譲り渡すということで、交換したいということで申請するというので、皆さん、ご審議よろしくお願いたします。

会 長 それでは、一括で説明をお願いしましたが、その1についてご意見のある方。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 では、続きまして、その2について。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 ありがとうございます。

それでは、1、2について異議がなしということなので、原案のとおり決定したいと思います。

続きまして、農地法第3条その3を審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

邊見委員 大沼地区担当の邊見です。

今回の申請について、去る1月18日、譲渡人、譲受人出席のもと、高橋義勝委員さんとともに現地確認と申請内容について聞き取りをし、相違ないことを確認いたしました。確認後、代理人である行政書士に電話連絡をいたし、確認終了したことをご報告いたしました。

周辺農地には、特に問題はないと思います。皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その3について原案のとおり決定します。

農地法第3条その4を審議します。

地区担当委員に意見を求めます。

山内委員 東釜子西地区担当、山内です。

今回の申請について、1月19日朝9時ごろ、矢吹委員さん、譲受人とともに現地調査を行い、申請内容の確認をしました。

申請内容には間違いはありませんので、周辺農地に特に問題はありません。皆様、ご審議よろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その4について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その5を審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

深谷委員 五箇担当の深谷昭です。

過日20日の日、有賀委員さんと現地で確認を行いました。譲渡人は、病気、高齢で施設に入っております、譲渡人の三女と譲受人立ち会いのもと、現地を確認いたしました。

申請どおりということですので、皆さん方のご審議よろしくお願いたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その5について原案のとおり決定します。

◎議案第3号

会 長 次に、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請を審議します。

事務局に議案を朗読させます。

事務局(大崎次長兼係長) それでは、朗読いたします。

12ページをごらんください。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について。農地法第5条第1項の規定による転用のための申請があったので、同条第3項において準用する同法第4条第4項及び同条第5項の規定により審議するものとする。平成30年1月26日提出。会長砂塚功。

以上でございます。

会 長 農地法第5条その1を審議します。

事務局に説明をさせます。

事務局(大崎次長兼係長) それでは、13ページをごらんください。

【その1朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第1種農地と判断いたします。第1種農地は原則許可できませんが、例外規定の「集落接続事業」に該当するものと判断いたします。

農地の区分と転用目的は問題ないものと思われまますので、皆様方の審議のほどよろしくお願いたします。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

矢内委員 関辺・旗宿地区担当の矢内です。

この申請につきましては、去る1月20日に緑川委員さんと2名で現地調査を行いました。その際、設定人、被設定人の立ち会いのもと申請内容について調査しましたが、申請内容について相違ないことを確認してまいりました。

また、周囲の農地に対する影響がないことも確認しております。皆様のご審議、よろし

くお願いします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その1について原案のとおり決定します。

農地法第5条その2を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局(大崎次長兼係長) それでは、18ページをごらんください。

【その2朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第2種農地と判断いたします。農地の区分と転用目的は問題ないものと思われまますので、皆様方の審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

山内委員 東釜子西地区担当の山内です。

今回の申請について、1月19日10時ごろ、設定人と被設定人とともに現地調査を行い、申請内容を確認いたしました。特に問題はありませので、皆様のご審議よろしく願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その2について原案のとおり決定いたします。

農地法第5条その3を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局(大崎次長兼係長) それでは、23ページをごらんください。

【その3朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第1種農地と判断いたします。第1種農地は原則許可できませんが、例外規定の「一時転用事業」に該当するものと判断いたします。

農地の区分と転用目的は問題ないものと思われまますので、皆様方の審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

秋元委員 大信信夫2地区担当の秋元でございます。

この件につきまして、1月20日、大戸委員と一緒に現地調査を行いました。設定人、被設定人、両者のほうに確認をしたところ、申請どおりであるということを確認いたしました。

問題はないものと思われませんが、皆様のご審議よろしくお願いたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その3について原案のとおり決定します。

農地法第5条その4を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局(大崎次長兼係長) それでは、28ページをごらんください。

【その4朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第1種農地と判断いたします。第1種農地は原則許可できませんが、例外規定の「一時転用事業」に該当するものと判断いたします。

農地の区分と転用目的は問題ないものと思われしますので、皆様方の審議のほどよろしくお願いたします。以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

山本委員 本日、地区担当委員の鈴木信秋推進委員が欠席ですので、当日担当いたしましたので、ご報告を申し上げたいと思います。

去る1月20日土曜日午後1時半に、現地に設定人、それから被設定人、さらに私、山本と鈴木信秋推進委員と集まりまして、被設定人から細かい説明を受けました。内容については、申請どおり間違いがないということで、それから、周辺への影響もほとんどないのではないかと考えられました。皆様のご審議、よろしくお願いたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その4について原案のとおり決定します。

◎議案第4号

会 長 次に、議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを審議します。

事務局に議案を朗読させます。

事務局(大崎次長兼係長) それでは、朗読いたします。

33ページをごらんください。

議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画の承認を求められたので、審議するものとする。平成30年1月26日提出。会長砂塚功。

以上でございます。

会 長 本案件は、承認事項でありますので、一括審議といたします。

ただいま議題となっております賃借権の設定、第1号から第17号について承認することに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、賃借権の設定、第1号から第17号について、原案のとおり承認いたします。

◎議案第5号

会 長 次に、議案第5号 白河農業振興地域整備計画の変更についてを審議します。

事務局に議案を朗読させます。

事務局(大崎次長兼係長) それでは、朗読いたします。

40ページをごらんください。

議案第5号 白河農業振興地域整備計画の変更について。

農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項及び同法施行規則第3条の2の規定により意見を求められたので、審議するものとする。平成30年1月26日提出。会長砂塚功。

以上でございます。

会 長 農業振興地域整備計画の変更、その1からその4について、事務局より説明をさせます。

事務局(大崎次長兼係長) それでは、41ページをごらんください。

【その1朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第1種農地と判断いたします。第1種農地は原則許可できませんが、農地法施行規則の電気事業者による送電用工作物としての転用であることから、農地転用許可不要事業に該当するものと判断いたします。

農地の区分と転用目的は問題ないものと思われまます。

続きまして、47ページをごらんください。

【その2朗読】

以上のことから、公共施設近距離区域内農地に該当しますので、立地基準の農地区分につきましては、第2種農地と判断いたします。

農地の区分と転用目的は問題ないものと思われま

続きまして、55ページをごらんください。

【その3朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第1種農地と判断いたします。第1種農地は原則許可できませんが、例外規定の「集落接続事業」に該当するものと判断いたします。

農地の区分と転用目的は問題ないものと思われま

続きまして、62ページをごらんください。

【その4朗読】

立地基準につきましては、第1種農地と判断いたします。第1種農地は原則許可できませんが、例外規定の「生活環境確保事業」に該当するものと判断いたします。

以上、農業振興地域整備計画の変更その1からその4について、農地の区分と目的は問題ないものと思われま

続きまして、審議のほどよろしくお願

いいたします。以上です。
会 長 この案件につきましては、運営委員会で現地調査を行い、役所に戻ってから検討会を実施しております。運営委員会を代表し、滝田文雄委員より意見を求めます。

滝田委員 4番、滝田文雄です。

白河農業振興地域整備計画の変更についての調査結果につきましては、去る1月18日、運営委員会を開催し、白河市より意見を求められた白河農業振興地域からの除外4件について現地調査を行い、農政担当者からの説明を受けました。審議の結果、運営委員会としては、計画変更の内容について妥当であると判断し、同意することといたしましたので、ご報告いたします。

以上です。

会 長 ありがとうございます。

運営委員を代表して報告がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、白河農業振興地域整備計画の変更について、承認する意見書を市へ提出いたします。

◎その他

会 長 以上で、本総会に提案された議案の審査が終了いたしました。

総体的に、皆様のほうから何かございませんか。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

会 長 なければ、事務局より。

局長。

事務局長 それでは、事務局から連絡事項を申し上げます。

農業委員及び農地利用最適化推進委員研修会が、2月2日金曜日午後1時からJA夢みなみ白河セレモニーホールで開催されます。事前に受け付けをとらせていただいているんですが、委員さんのほうから16名参加申し込みいただいております。参加申し込みされた委員の皆様は、各自、時間までに会場においでいただくようお願い申し上げます。研修会は1時に開始で、大体3時半ごろ終了というようなことで予定をしております。終了後は特に集まりはなく、各自解散ということでお願いしたいと思います。

2点目ですが、平成29年分の委員報酬の源泉徴収票をお手元の封筒の中に入れてお配りしておりますので、これは、後ほどご確認いただければと思います。

あと、3点目です。先月の総会で決定いただきました平成30年度の農作業労賃協定表を配付しておりますので、ご確認願います。

また、あわせて、賃借料の情報もお配りしましたので、こちらもご活用いただければと思います。

最後になります。次回の総会についてです。次回の総会は2月28日火曜日午後2時から、久田野のサンフレッシュ白河になります。会場が変わりまして開催されますので、お間違えのないようによくお願いいたします。

以上でございます。

会 長 それでは、以上で本日の総会を終了いたします。

今、連絡事項でありましたように、本日の新年会、それから後期研修会、それから次回の総会、お間違いのないようお願いいたします。久田野のサンフレッシュですので、よろしくお願いいたします。

◎閉 会

会 長 これをもちまして、平成30年第1回白河市農業委員会総会を閉会といたします。
ご協力ありがとうございました。

(午後 4時38分)